

第 106 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立垂水図書館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和5年2月13日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立垂水図書館

2 指定管理者

東京都文京区大塚3丁目1番1号

神戸新聞・TRCグループ

代表者 株式会社図書館流通センター

代表取締役 谷一 文子

3 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

理 由

神戸市立垂水図書館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立垂水図書館の指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市立垂水図書館

2. 指定管理者

東京都文京区大塚3丁目1番1号

神戸新聞・TRCグループ

(代表者) 株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子

3. 指定期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4. 令和5年度予定額

47,843千円

5. 債務負担行為

期間：令和4年度～令和5年度 限度額：48,000千円

6. 選定理由

神戸市立垂水図書館については、令和元年12月に市が公表した「リノベーション・神戸」第2弾において、人口減少対策やまちの魅力向上を図るために、垂水駅周辺の公共施設の再配置を行う「垂水活性化プラン」の取り組みの一つとして、令和6年度末の開館を目指した新垂水図書館の整備を行うこととしている。

今年度、現行の指定管理者による指定管理期間が満了となるが、新たな施設における管理区域や運用方法等の詳細が確定するのは、開館の前年度（令和5年度）であり、現時点では公募に必要な仕様が定められないため、指定管理者制度運用指針3「指定管理者（候補者）の選定の手続」における公募の例外事由「⑥施設のあり方の検討、施設の廃止及び大規模改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する（上限2年まで）の場合」を適用し、現指定管理者による指定管理期間を1年間延長する。

候補者の事業計画は、「図書館の活用を通じて神戸・垂水のまちに愛着を持ち、『生まれ変わる海辺のまち』の交流が深まる拠点となれるよう努める」という役割を果たすことを基本方針として提案があった。また、これまでも安定した管理運営を行っていることから、「神戸新聞・TRCグループ」を非公募により選定したうえで指定期間を1年間延長することは適当であるとの結論を得た。

〔施設の概要〕

- (1) 設立趣旨 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする
- (2) 所在地 神戸市垂水区日向1丁目5番1号 レバンテ垂水2番館1階
- (3) 延床面積 約855㎡
- (4) 施設内容 一般書コーナー，児童書コーナー，YA コーナー
閲覧席数 32 席（うち子供用 16 席），スツール・ソファ等 36 席（うち子供用 4 席），カウンター，事務室
- (5) 開館時間 平 日 午前10時～午後8時
日曜・祝休日 午前10時～午後6時
- (6) 休館日 月曜日（ただし、祝日・休日の場合は開館し、直後の平日を休館日とする）
年末年始 12 月29 日から1 月3 日までの間
市長が特に必要があると認める日